

選挙のお知らせ

編集・発行
福生市選挙管理委員会
☎ 042-551-1802(直通)
令和6年10月15日発行

衆議院議員選挙

最高裁判所裁判官国民審査

投票日

10月27日(日)

投票時間は 午前7時～午後8時

●投票日に仕事などで投票に行けない人は、期日前投票をご利用ください。

期間 10月16日(水)～10月26日(土)

場所 市役所第二棟1階 詳しくは2ページをご覧ください。



マイナンバーカードで不在者投票の投票用紙等の請求ができます！

電子証明書(署名用パスワード)を取得済みのマイナンバーカードをお持ちの人は、ぴったりサービスを利用してオンラインで投票用紙等の請求手続きができます。

手続きの際は、マイナンバーカードのほか、パソコンとICカードリーダーまたはマイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォンが必要です。

不在者投票については2ページを、投票用紙等のオンライン請求についての詳細は右のQRコードよりご参照ください。ご不明な点はお問合せください。



10月4日までに、市内転居の届出をした人は転居後の投票所で、10月5日以降に市内転居の届出をした人は、転居前の投票所で投票ください。

市内で転居した人

●今回の選挙で投票できる人は

- ◎日本国民で、年齢満18歳以上の人(平成18年10月28日以前に生まれた人)
 - ◎令和6年7月14日までに転入届を出し、福生市内に引続き居住し、福生市の選挙人名簿に登録されている人
- なお、令和6年7月15日以降に転入届出をされた人は、前住所地での投票になります。

投票所変更のお知らせ

次の投票所について、学校行事等のため変更になります。投票所をお間違えないように御注意ください。

- 第3投票所 第二小学校体育館⇒白梅会館
- 第4投票所 第三小学校体育館⇒第三小学校新校舎
- 第9投票所 福祉センター⇒第三中学校せせらぎホール
(案内図は4ページを参照)

入場整理券

投票のときにお持ちいただく「投票所入場整理券」は有権者一人ひとりにはがきで郵送します。なお、郵便事情により、同一世帯でも別々の日に配達されることもありま。

「入場整理券」がない場合でも運転免許証や健康保険証等本人確認ができるものがあれば投票できます。

期日前投票と不在者投票

期日前投票

投票できる人

投票日当日、投票所に行けない人

投票期間

10月16日(水)～26日(土)

投票場所

福生市役所第二棟1階
(郵便局側入口付近)

投票時間

午前8時30分～午後8時

投票に必要なもの

入場整理券(ない場合は運転免許証等、本人確認できるものをお持ちください。)



不在者投票

次に該当する人は、不在者投票になります。

- 期日前投票当日、満18歳になっていない人
 - 病院等に入院中の人
 - 出張等で市内にいない人
 - 郵便等投票制度を利用している人
- 福生市のホームページから必要書類(不在者投票宣誓書兼請求書)のプリントアウトができます。

病院等に入院している人は

投票日当日、病院や老人ホームへの入所が見込まれる場合、そこが「不在者投票指定施設」であれば、その施設内で投票できます。
希望する人は、それぞれの施設の職員に早めにお申し出ください。

「福生市内の指定施設」

- ◎ 公立福生病院
 - ◎ 大聖病院
 - ◎ 特別養護老人ホームサンシャインビル
 - ◎ 特別養護老人ホーム第2サンシャインビル
 - ◎ 特別養護老人ホームヨコタホーム
 - ◎ 介護老人保健施設ユーアイビル
 - ◎ 特別養護老人ホーム福生ことぶき苑
 - ◎ そんぽの家福生公園の10施設です。
- ◎ 目白第二病院
- ◎ 熊川病院

出張等で市内にいない人は

投票日に、仕事などで市外(遠隔地)に滞在の場合、滞在地の選挙管理委員会に不在者投票ができます。この場合、投票用紙等の請求手続きが必要です。
投票用紙等の送付には日数がかかりますので、早めに選挙管理委員会へお問い合わせください。

代理・点字投票

手のけがなどにより自ら字が書けない場合は、代理投票ができます。投票所の係員へ申し出てください。
(投票の秘密は厳守します。)
視覚障害の人は点字投票ができます。投票所の係員へ申し出てください。点字用投票用紙と点字器をお渡しします。

投票所では

※18歳未満の子ども同伴で入場することができません。病气やけがで歩行が困難な人は投票所内は係員が付き添います。
※各投票所に車椅子を配備していますので、ご利用ください。
※投票所内での写真・動画等の撮影・録音は他の有権者の迷惑となりますので、遠慮ください。

投票の際の投票用紙への記載について

衆議院議員選挙は、小選挙区選挙と比例代表選挙の2つからなります。また、最高裁判所裁判官国民審査も同時に行われます。

小選挙区選挙

投票用紙には**候補者名**を記載します。

比例代表選挙

投票用紙には**政党等**の名称を記載します。

最高裁判所裁判官国民審査

最高裁判所の裁判官をやめさせるべきかどうか国民が決める制度で、やめさせたい意志があれば**×印**を記入します。

投票用紙に、二つ以上の候補者名や政党等の名称を記載すると投票が無効になります。また、候補者名や政党党の名称以外を記載すると無効となる場合があります。大切な1票です。よく考えて投票しましょう。また、投票用紙記入補助具の貸出しを行っていますので各投票所で申し出てください。



重度の障害がある人・要介護の人

郵便等による不在者投票

身体に障害をお持ちの人、又は「要介護5」の人で、表1に該当する人は、「郵便等による不在者投票」制度が利用できます。対象者は表1をご覧ください。

【表1】

障害等の区分	障害等の程度	
	身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸		1級か 3級
免疫、肝臓		1級～ 3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護 5

代理記載が可能です

郵便等投票ができる人のうち、表2に該当し、自ら投票の記載をすることができない人は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た者（選挙権を有する者に限る）に投票に関する記載をさせることができます。

【表2】

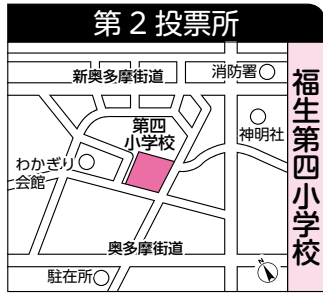
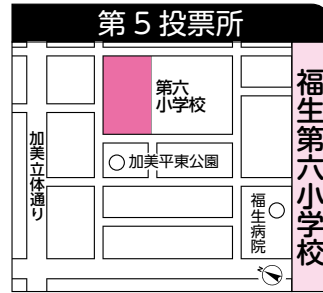
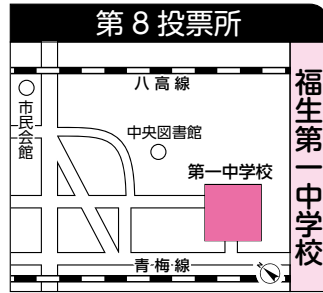
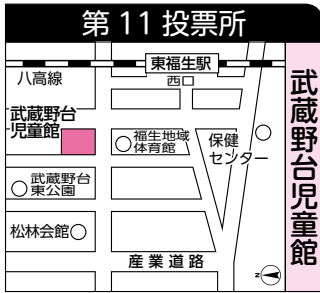
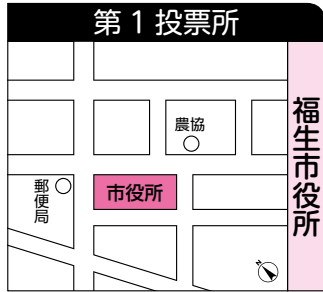
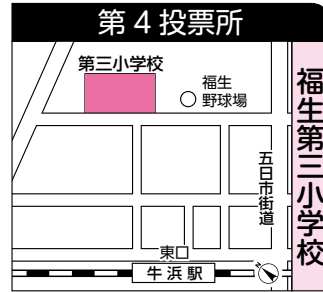
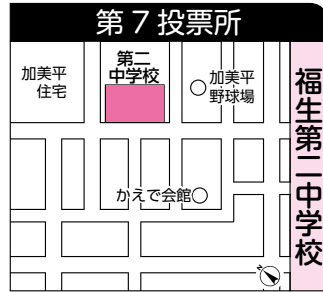
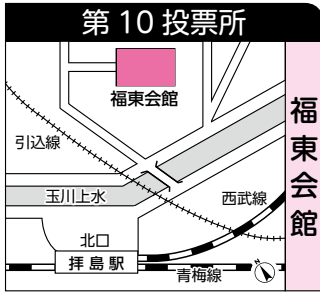
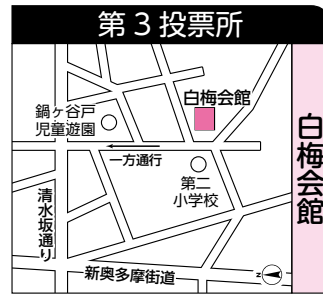
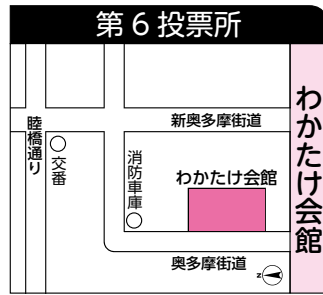
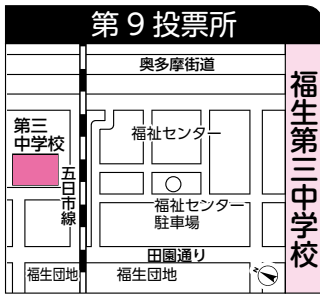
障害等の区分	障害等の程度	
	身体障害者手帳	上肢又は視覚
戦傷病者手帳	上肢又は視覚	特別項症～第2項症

『郵便等投票制度』は全て事前の申請が必要です。希望される人は、早めに選挙管理委員会へ申請してください。

市内各投票所案内図

投票所は入場整理券で確認してください。

駐車場のない投票所もありますので、お車での来場は極力お控えください。



オリジナルの投票済証をお配りしています

選挙管理委員会では選挙の投票をして希望する人に投票済証をお配りしています。昨年の市議会議員選挙の際にオリジナルの投票済証を作成しました。有権者の方に少しでも選挙に関心を持っていただき、投票率の向上にもつながることを期待し、衆議院議員選挙でもオリジナルの投票済証の作成をします。投票済証が必要な人は投票所の係員にお声掛けください。



都知事選挙の投票済証

ホームページでの投開票速報

福生市役所のホームページでご覧になれます。

ホームページアドレス <https://www.city.fussa.tokyo.jp/>

◎投票率 → 10月27日(日)正午・午後3時・午後6時・午後8時
それぞれの時点で集計されたもの

◎開票速報 → 10月27日(日)午後9時30分以降、順次集計されたもの

●ご注意:集計作業に時間がかかります。また、通信事情により、リアルタイムにはアクセスできない場合もあります。あらかじめご了承ください。

選挙公報

候補者の政見や経歴を掲載した選挙公報は、10月25日までに各戸に配布します。
※市のホームページからもご覧になれます。

投票日に仕事などで投票に行けない人は、期日前投票をご利用ください。

期日前投票所：福生市役所第二棟 1階

期日前投票期間 10月16日(水)～10月26日(土)
午前8時30分～午後8時まで